

藤枝市茶園集積推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、茶園の耕作放棄地の発生を防止し、農地中間管理事業を活用して茶工場等への茶園集積を推進するため、静岡県茶園集積推進事業費補助金交付要綱（平成28年3月31日経済産業部長通知）に基づいて実施する。茶園集積推進事業の別表に掲げる「取組メニュー」を行う茶工場等に対し、予算の範囲において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「茶園集積推進事業」とは、茶工場等が農地中間管理事業を活用して新たに借り受ける茶園の茶樹を改良する別表に掲げる「取組メニュー」に補助する事業をいう。

(2) この要綱において「茶工場等」とは、以下に掲げる全ての要件を満たす者をいう。

ア 茶園の集積を進めている茶工場又は茶工場を利用する茶生産者

イ 本事業の対象となる茶園の農業を担う者として地域計画の目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが見込まれる者

ウ 認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者又は今後も安定的に農業を継続できる意欲のある農業経営体として市が育成する必要があると認める者

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 茶工場等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 資金状況調べ（第4号様式）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、茶工場等に補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない

ないこと。ただし、補助額の変更申請を行わない場合で、次に掲げる変更は、その限りでない。

ア 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更

イ 補助対象経費を構成する費目の額の変更で、変更に係るいずれの費目も、その変更の額が20パーセント以内の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更の承認申請)

第7条 補助事業を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書（第2号様式）

(2) 変更収支予算書（第3号様式）

(3) 変更資金状況調べ（第4号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請のあった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、事業計画変更承認書（第7号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書（第2号様式）

(2) 収支決算書（第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第9号様式）により通知する。

(請求)

第10条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第10号様式）を提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第11条 補助金所要額に消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前項の規定により減額した額のあるものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2項の規定より減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第11号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、既に補助金の交付がされているときには、市長の返還命令を受けて当該上回る部分に相当する額を市に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2及び第3関係）

茶樹の改良目的	取組メニュー	ポイント	補助額
乗用摘採機の活用	枕地の抜根、整地（両側）	17	取組メニューのポイントの 合計が 100 ポイントを上回 った場合に 10a 当り 50,000 円（定額）
	枕地の抜根、整地（片側）	8	
	畝方向の統一（抜開、抜根）	78	
	耕作道整備	17	
連坦のための高さ調整	中切り、台切り	93	
	深刈り	37	
樹勢回復	土壌改良	53	
	深耕	51	
	初期除草（手取り）	18	